

## 工事成績評定の内容に係る苦情等の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市工事執行規則（昭和41年千葉市規則第24号。以下「規則」という。）第26条第3項の規定により受注者から工事成績評定の内容について苦情を申し立てられた場合の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の対象)

第2条 苦情申立てができる者及びできる範囲は、規則第26条第3項のとおりとし、その書面は工事成績評定に係る苦情申立書（様式第1号）によるものとする。

(苦情申立てへの回答)

第3条 市長は、受注者から規則第26条第3項の規定による苦情の申し立て（以下「苦情申立て」という。）があったときは、その内容を確認の上、工事成績評定に係る苦情申立回答書（様式第2号。以下「苦情申立回答書」という。）に千葉市工事成績評定要領に規定する次に掲げる様式（ただし、同要領6ただし書きによる場合は、第3号及び第4号を除く。）の写しを添付し、当該苦情申立てのあった日から起算して14日以内に、当該受注者に回答するものとする。ただし、検査繁忙期等事務上の困難その他合理的かつ相当の理由のあるときは、回答期限を延長できる。

- (1) 工事成績採点表
- (2) 工事成績評定表
- (3) 工事成績採点の考査項目別運用表
- (4) 施工プロセスのチェックリスト

2 市長は、規則第26条第3項に規定する申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立てに対する回答を却下することができる。この場合において市長は、当該苦情申立てのあった日から7日（千葉市の休日をも定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内に苦情申立回答書により、受注者にその旨

を通知しなければならない。

(再苦情申立て)

第4条 第3条の規定により回答を受けた受注者は、当該回答に不服があるときは、回答を受けた日から7日（「市の休日」を含まない。）以内に、書面により、市長に対して再度の苦情を申し立てること（以下「再苦情申立て」という。）ができる。その書面は、工事成績評定に係る再苦情申立書（様式第3号）によるものとする。

2 市長は、前項の再苦情申立てがあったときは、速やかに千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例（平成22年千葉市条例第30号）で設置する千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情申立てに対する回答を却下することができる。この場合において市長は、当該再苦情申立てのあった日から7日（「市の休日」を含まない。）以内に工事成績評定に係る却下通知書（様式第4号）により、受注者にその旨を通知しなければならない。

4 市長は、前項の却下をおこなった場合は、委員会に報告しなければならない。

(再苦情申立てに対する回答)

第5条 委員会の審議については、千葉市建設工事の入札及び契約に関する苦情処理手続要領第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 市長は、前項の報告を受けた日から7日（「市の休日」を含まない。）以内に、工事成績評定にかかる審議結果通知書（様式第5号）により、再苦情申立てをした受注者に回答するものとする。この場合において、再苦情申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、再苦情申立てが認められたときは市長が今後講じようとする措置の概要を、当該受注者に対し明らかにするものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定の内容についての苦情を申し立てられた場

合の取扱い等に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行し、同日以降に工事成績評定通知を行った請負工事について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。